

第 19 日目（3 月 19 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席、代表監査委員から遅刻の届けが出ておりますので、報告いたします。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。開会直後の貴重な時間をお借りして大変失礼いたしますが、1 件ご報告させていただきたいと思っております。山岳遭難事案であります。本当に取り急ぎであります。ご報告させていただきます。実は昨夜、当消防本部所属の者のうち、山岳野営訓練中の隊員 6 名、このうちの 1 人が行方不明となったという通報が、昨夜、深夜ですがありました。大変心配をしております。もう暗くなっておりますので、二次災害等も防がなければならないということであったのですが、現場は八海山の女人堂の付近、ここでの野営訓練ということです。滑落した可能性があるという一報が入っていました。そのために、今朝の早い時刻から新潟県の防災ヘリの出動をお願いしまして、捜索、救助活動に当たっております。

誠に残念な報告になりますが、午前 6 時 28 分に対象者を発見し、対象者は 30 代の男性、とりあえず今はここまでにさせていただきます。6 時 28 分に発見しまして、午前 6 時 36 分に救助をいたしました。残念ながら亡くなっていたということでもあります。心からご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

かくも過酷なこの地域のいろいろな事情の中で、そういう形でやっていた訓練に対しまして、誠に残念な結果になってしまったということでもあります。今後また報道等もあるかもしれませんが、また報告できる段階で報告していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 日程第 1、請願第 1 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書、日程第 2、第 14 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計予算、日程第 3、第 16 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計予算、以上 3 件を一括議題といたします。産業建設委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

産業建設委員長・塩谷寿雄君。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。今ほど市長から本当に残念な知らせがあったわけでありまして、心からお悔やみを申し上げます。

産業建設委員会に付託されました案件について報告させていただきます。期日が 3 月 4 日、

委員全員出席で議長からも出席をいただきました。執行部からは部長をはじめ、関係ある職員に出席をいただきました。まず、最初に請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書ということで、紹介議員が産業建設委員会に中沢委員がいましたので、説明を受けました。質疑等はありませんでした。討論に入り、反対が2人、賛成が1人ということで、討論を終えました。請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書について、賛成が2人、反対が4人ということで、当産業建設委員会におきましては不採択とすべきものと決定をいたしました。

続きまして、第14号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計予算についてを議題といたしました。資料に基づき、部長からは前年度決算見込みについての説明、また、課長からは前年度比の予算についての対比での説明を受けました。

委員の質疑からは、今年度からは一系列の運転となるが、維持等管理について問題はないかというような質問でありました。一系列になって、油対策、そして濁り水ということが問題であるが、それには油膜探知機をつけたということと、非常用井戸を4本準備しているということで、昨年も台風のときに井戸は運転しており、訓練を積んでいるので、万全を期したいというような答弁がありました。

また、口径別料金になり、市民や事業者にどういうふうに説明していく、周知していくのかというような質問もありました。今までの決算書を公表して、分かりやすいように絵を使って、市報などを取り入れ、市民に周知していきたいというような答弁であります。特に口径の大きい人は、今、使っているより料金が大きくなるということで、非常に十分な説明をしながらやっていきたいというような答弁がありました。

討論に入り、反対者、そして賛成者が1人ずつであります。結果についてであります、第14号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計予算は、5対1で原案のとおり可決すべきものということであります。

続きまして、令和3年度下水道事業会計の予算についてであります。これも部長からは前年度の決算見込みということの説明、また課長からは前年度対比ということで説明をいただきました。

質疑につきましては、毎年新規の接続数が増えているが、どういったことが見込まれるか、根拠は、ということであります。最近では浦佐地区の魚沼基幹病院に伴うアパートの建設が増えているということであります。浦佐地区、特に川原町や天王町で接続戸数が増えているというような答弁をいただきました。

また、農業集落排水統合によって、どういった維持管理等についての効果が出るのか。また、廃止後の処理場の問題についてどう捉えるかというような質疑がありました。中之島地区の3処理場を廃止する予定で、その年間の維持管理費が合計で4,500万円、統合して予想されている流域下水道からの負担金が2,000万円で、年間2,500万円の経費が削減となるとというような答弁がありました。また、2つ目の廃止後ということですが、庁内で利用

調査したところ、五十沢の西部処理場については、消防が倉庫として使っており、また税務課からも書庫として使いたいという希望があるということでもあります。今後どうしていくかは全国的な問題でありますけれども、補助金等の返還や起債の繰上償還が発生してしまう、そういった部分がありますので対応していきたいというような答弁でありました。

また、当市の下水道の事業の経営と、ほかの自治体を比べてどういった特色があるかというようなご質問がありました。農集統合は県内でも先進的なことでやっているということでもあります。国もその方向に向けてやってきているということで、他の自治体と比べてという答弁はなかなかできないが、有収率は89%で、ほかの自治体と比べるとポイントが高くなっているということでもあります。また、無駄なお金をなるべく出さないように努力していきたいというような答弁がありました。一部であります、質疑と答弁は以上であります。

採決に入りまして、令和3年度南魚沼市下水道事業会計予算について、討論で反対1人、賛成1人ということで、採決では賛成5人、反対1人ということで採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議 長 3件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書に、賛成の立場で討論に参加します。賛成の理由は請願の趣旨にあるとおりです。現在の最低賃金制度の問題点は、1日8時間、週40時間のフルタイムで働いても、普通の暮らしができないことです。現在の新潟県の最低賃金時給831円で計算すると、年額173万円、月額にして14万円ちょっとにしかなりません。土日以外、全く休まずに働いてです。これでは自立した生活はできません。あまりにも低過ぎるということです。

さらに問題なのが、都道府県別に格差があることです。2020年の地域別の最低賃金は最高が東京の1,013円、最低が沖縄県などの792円で、その地域間格差は221円になっています。最低に対する最高の割合は128%となり、3割近くの格差があります。そして、この格差が地方から東京への人口移動に拍車をかけています。

全国労働組合総連合が行った最低生計費の試算では、全国どこでも生計費に大きな違いはありません。月24万円から26万円台となっています。生計費が変わらないなら、少しでも賃金の高いところに行くのは当然です。地方から東京圏への人の流れにストップをかける上

でも、全国一律の最低賃金制度の実現は欠かせません。あわせて請願者が求めているように、最低賃金の大幅引上げは中小企業への支援なくしては、実現は困難です。諸外国に比べても極端に低い最低賃金引上げのためには、中小企業支援策の大幅拡充が求められます。最低賃金の引上げと併せて実現させる必要があると思います。

以上、請願者の願いを受け止め採択していただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 おはようございます。今ほど市長の訃報報告に対して、心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書に対して、南魚みらいクラブを代表しまして、反対の立場で討論に参加いたします。昨年の新潟県最低賃金は830円から1円引上げの831円でした。コロナ禍の中でもアップどころか、下げたいくらいの意見もあつたくらいの経過から、結果1円の引上げとなったのであります。意見書は全国一律に1,500円にすることとあるが、さらに社会保険料、福利厚生費、有給5日間義務化等々考えると、間違いなくコストは積み上がるわけです。今の経済状況を見無視した、とても考えられない内容であります。無責任としか思えません。

賃金が増えることは賛成ですが、生産性、成果にかかわらず支払われる最低賃金はより慎重に考えるべきと考えます。実態の伴わない最低賃金の引上げは断固反対です。コロナ禍の中、南魚沼市管内事業所、特に小規模事業所をはじめ、ほとんどが経営が立ち行かなくなります。事業主、企業は潰れるか、海外へ逃げていきます。結果的に働く人が職場を失い、中小企業も不利益になるのです。全国一律での最低賃金アップの差額について、意見書のように、国が中小企業に対して支援、拡充をできるとは到底考えられません。

お隣の韓国では最低賃金を上げ続けた結果、若者の失業者があふれ、政策の失敗を首相が謝罪し、政策転換を図ったことは周知のとおりであります。もちろん、仕事のできる人には生産に合わせた相応の賃金を上げるべきです。最低賃金は地域経済に整合性を持たせながら、穏やかに経済成長に合わせ、引き上げることだと思います。

以上のことから、現実を見無視した最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書には、反対いたします。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 第14号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第14号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。南魚沼市の水道料金が県下一高いことは、これまでも指摘をしてきました。そして、令和元年10月の消費税増税にあわせて、料金改定が行われ、さらに高くなりました。平成30年度からは一般会計からの繰入れによる基本料金の一律減免が実施されてきました。しかし、これも今年度限りで、来年度からはなくなります。県下一高い水道料金の負担がさらに増えることとなります。

そして、この高料金の原因が、畔地浄水場を中心とした水道施設への過大な投資であることも明らかになっています。畔地浄水場の一列運転や地域別配水方式への切替えなどが進められようとしています。水道料金の引下げに結びつく内容ではありません。私は市議会議員になって以降、一貫して水道料金の引下げを求めてきました。多くの市民が関心と期待を寄せている市政の重要課題であり、財政的な問題も理解しているつもりですが、引下げを求めるものです。

一方、料金体系については私も再三触れてきましたが、今回、口径別料金体系に移行することが示されました。これは歓迎するところですが、早急に実現していただき、ともかくつながっていれば1か月の基本料金が4月からは2,460円になるわけで、10立方メートル使っていない加入者の救済につなげていただきたいと思います。その際は口径別の基本料金に対して、1立方メートルごとに加算する料金体系の導入が必要だと考えます。

こうした料金体系への早期の実現を求め、令和3年度南魚沼市水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 第14号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計予算に対しまして、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。今ほどの反対討論では水道料金が県下一高い。その原因が畔地浄水場への過大投資であることから反対であるということとございました。しかし、今、高料金の原因である畔地浄水場の代わりとなるものがある

のでしょうか。料金の引下げは確かに市民の期待するものでありますが、最も大事なことは、市民の生活を支えるために、安全で良質な水を安定して持続的に供給することではないでしょうか。その上で次の世代にこのような負担を残さないように、過去を責めるばかりではなく、現実の問題から逃げずに、将来を見据えて、建設的な改革を進めていくことが我々の責務ではないのでしょうか。

令和3年度の水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を見ると、業務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローから、今年度1億2,500万円の予算がプラスになっております。また、地方財政法による資金不足比率は、私の計算では3.7と、健全な経営状況ともいえます。このように現場の職員は、課題から逃げずに努力し、成果を上げております。料金体系においても、施設規模や使用水量に応じた公平感のある口径別料金体系への転換を目指して準備を進めるとともに、持続可能な水道事業の構築に努めていく方針が示されております。また、今後の地域別水源方式の実現に向けた非常用水源の整備や、管路の耐震化、及び老朽施設の改築、更新などにも引き続き取り組んでいく方針となっております。

以上のことから、将来にわたり、水道サービスを安定的に継続できるように、経営基盤安定と財政マネジメント向上に取り組んでいる予算編成と評価し、賛成討論といたします。多くの皆様からのご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めまして、皆さんおはようございます。歩む会を代表して、第14号議案令和3年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加します。水道事業といえば、常に経営状態の苦しさが話題になってきました。事業経営では収益環境の劇的な悪化を受け、平成30年度から3か年実施してきた基本料金の一律減免を終了し、口径別の料金体系への改定を行うよう新たな展開を進めていると聞きました。これにより、遠からず、より公平性の高い料金体系ができるものと期待しています。

水道事業全体については、様々な会議や委員会での質疑応答などにおいて、既に議論は尽くされたものとして、現時点で改めてこの場で多くを語る必要はないものと思います。これは市民に安心・安全な水を安定的に供給するという極めて重要な事業であります。現行法制の下で、可能な限り経営の効率化を推進し、維持管理費の節減に努め、経営の安定化に配慮した運営を期待するものであります。経営状況や水道料金など、様々な見方もあろうかと思いますが、残念ながら我が市には状況を一変させる打ち出の小づちはありません。

今後も水道事業の運営においては、適正な予算執行が行われることを信じ、賛成の討論といたします。多くの皆さんの賛同をいただきますようお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

**○永井拓三君** それでは、未来創政会を代表して、第 14 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。3 月議会を毎年迎えると、必ず東日本大震災のことを思い出します。もし、この大災害がなければ、ライフラインという言葉の本当の意味を考えることは少なかったでしょう。改めて水道をライフラインとして考えてみます。

私たちが東日本大震災直後の夏に水害を経験し、水道が一部使えなくなるなど、水道災害を経験いたしました。その結果、改めて水道事業の在り方を考える機会を与えられました。予算に関しては水道料金が高いということに対する反対意見などがあると思います。しかしながら、南魚沼市の水道事業としての最適化を図るために日々努力をし、改善しようとしている執行部の姿勢は評価できます。

令和 3 年度予算では上田、石打、中之島地区の地域別水源方式の実現に向けた非常用水源の整備のほか、災害時の重要施設である指定避難所や病院への配水管耐震化事業も行われる内容でした。また、配水池等の老朽施設の改築など、有収率向上のための老朽管布設替えに取り組むことにもなっております。これらの内容は対災害向けに効果が見込まれるため、料金体系だけではない安全の担保を視野に入れ、予算組みをされている点に関して、大きく評価できます。

そのほか、浄水場は一系列の運転とすることとして、修繕費や維持管理費などの縮減を図り、効率のよい運転管理と施設の延命化を図ろうという努力の姿勢を感じることができます。現時点で水道料金の中で事業運営をし、努力をしていること。また、前向きに水道料金を値下げできないかという討論に多くの時間を費やしていることは、市民の生活、安心・安全を最優先して考える姿勢であることを強く感じます。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指すことが求められます。また、現有資産の総点検をし、詳細に分析をし、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道水の確保などを市内全域で考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出を抑えるための調査、修繕を行うことも求められていきます。そのほか、人口が減少する中で、給水収益の減が見込まれるこの地域で、持続可能な水道事業を目指す必要があります。

このようなことを複合的に考えるのであれば、令和 3 年度水道事業会計予算は評価に値します。今後の水道事業会計において、多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

**○議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　それでは、発言を許されましたので、市民クラブを代表いたしまして、第 14 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。水道事業は言うまでもなく市民の生活を守るライフラインの中でも、最も基本的なライフラインであり、この事業の継続と安定が何よりも優先されなければならないことは、言うまでもありません。この大前提に立ちながら、現在の水道事業のより効率的な運営と安定経営を進めていくことが、現在の水道事業に求められた使命であるといえます。そういった意味では、畔地浄水場への過大投資が水道事業の安定経営に対する大きなリスクになっていることは否めない事実であるといえますが、このリスクと正面から向き合いながら、どのように水道事業の安定経営と安定供給を実現していくかということが重要になります。

この難問ともいえる大きな課題に対し、水道料金に対する市民の不満の解消に向け、これまで課題であった口径別料金体系の実現に向け、大きくかじを切ることで、これまで以上に公平感を持った料金体系の実現を目指すなど、その改革に向け、具体的な計画の下、着実に前進していることは評価に値します。さらには、経営の安定化に向けた総括原価方式の導入についても、当面は資産維持費については総括原価から除くなど、最大限の努力をしながらの運営姿勢がみてとれる予算編成となっています。

市民の皆さんに安定して、安全で質のよい水を届けるために、最大限の努力をするという執行部の決意がみて取れる予算編成であり、それに向けた計画も着実に進んでいる予算編成でもあります。その意味から、令和 3 年度南魚沼市水道事業会計予算については、多くの議員の皆さんから賛成をいただくことをお願い申し上げ、私からの賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議　　長　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 14 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　第 16 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕



討論を終わることにご異議ございませんか。

[何事か叫ぶ者あり]

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第16号議案 令和3年度南魚沼市下水道事業会計予算について反対の立場で討論を行います。南魚沼市は下水道の使用料も県内トップクラスです。上水道と合わせると市民には大変な負担になっています。令和元年度から企業会計に移行し、経営内容が明らかになっていますが、補助金、繰入金頼みの苦しい経営内容になっています。水道事業会計の高料金対策のように、国の基準の見直しによって、繰入金などが変更になったり、市の財政状況によって、一般会計繰入金が減額されれば、直ちに赤字に転落してしまいます。

昨年の予算審議の際にも触れましたが、資産に対して資本金がごくわずかしかない点を指摘しました。これは他会計からの出資がない限り増えないので、事態は大きく変わっていません。市からの出資金分が増えて、令和4年3月末の予定は19億3,000万円となっていますが、これでも資産が557億円に対しては少なく、資本金が100億円を超えている水道事業に比べても極端に低い金額です。また、現金預金は令和3年3月末の半分以下の1億9,000万円となっていて、資金繰りも大変厳しいものとなっています。

そして、昨年も触れましたが、固定資産の中には農業集落排水の処理施設が含まれています。これは既に使われなくなったか、今後使われなくなる施設です。有効な活用方法もないまま、遊休施設を抱えていかなければなりません。これも財政の足かせになります。さらに企業債返済のために新たな借入れを起こしていることです。これは設備投資をした資産の耐用年数と借入金の償還期間の違いによるものとの説明で理屈は理解できますが、高齢化と予想以上の人口減少が続き、予算規模も縮小していくもとで将来世代につけを回すことにならないか心配です。

以上、財政上の懸念を指摘して下水道事業会計への反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表して、令和3年度南魚沼市下水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。特に企業会計の移行のメリットを生かして、事業経営の効率化を図っているというところは今回の説明でよくよく分かりました。令和3年度の主な改良としては、マンホール蓋の更新と浄化槽の整備事業が挙げられます。そのほか農業集落排水を公共下水道へ統合をするための汚水管渠布設工事を引き続き実施するというところでは、

また、マンホールの更新により雨水の流入を減少できるなどの改善が見られました。下水道事業で今後改善が必要と思われるのは不明水問題であり、その改善に向けて調査・研究を進めているという点は評価に値すると考えております。今後は昨年度に策定された下水道事業経営戦略に基づき、中長期的な視点に立って、効率的かつ効果的な経営努力をすることを

強く要望し、賛成討論といたします。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、市民クラブを代表いたしまして、令和3年度南魚沼市下水道事業会計予算について賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

反対討論でもありましたように、現在の下水道事業会計の経営、これが大変な状況にあること自体は否めない事実であります。しかし、下水道事業自体が、当市のように面的には広いけれども、人口の集積が進んでいない地域において、公営企業として健全経営を実現することが極めて難しい事業であるという現実を直視することも必要です。このような地域における下水道整備については、公営企業としての健全経営を目指すことは重要ではありますが、行政として市民の生活面における利便性の実現と、衛生環境の確保という側面からの必要性が強い事業でもあります。

そのような状況の中、全国的にも課題となっている維持管理費の削減に向け、農業集落排水の公共下水道への接続など、全国的にも先進的といえる取組を進めるなど、経費削減に向けた検討と努力の跡が伺える予算となっています。この経営合理化を進める過程における農業集落排水施設の遊休資産化の問題もありますが、全体としては経費削減に向けた先進的な取組の結果であり、そのことをマイナスと捉えるのは的確な評価とはいえません。

資産の維持管理面から見ても、平成29年にストックマネジメント計画も策定済みであり、この計画に沿った事業運営も進めています。経営戦略についても、既に作成済みであり、先を見据えながらの予算編成となっており、10年先を見ても、利用料金を上げずに管理していくめどがついているという説明もあるなど、大変厳しい経営の中においても、的確な計画と対応により、安定的な経営を堅持している予算編成であるといえます。

このように経営内容も含めて、計画運営とともに経営努力が見える予算編成であると考えますので、多くの皆さんからのご賛同をお願いし、私からの賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第16号議案

令和3年度南魚沼市下水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 日程第4、第10号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第5、第11号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、第12号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第7、第13号議案 令和3年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、日程第8、第15号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長・中沢一博君。

○中沢社会厚生委員長 先ほど市長から、本当に心の痛む報告がございました。心よりお悔やみ申し上げます。また、そういうつらい中でありませうけれども、審査報告を精一杯させていただきますように思っております。

それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。調査期日であります。令和3年3月3日であります。委員の出席状況は7名全員であります。議長からも出席いただきました。調査の内容につきましては、おのおの関係いたします執行部から出席を求め、審査を行った次第であります。付託案件が多いため、報告に関しましては簡潔にさせていただきますように思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初に、第10号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算であります。この南魚沼市の令和3年度1人当たりの納付金額は、11万9,379円という計算を出しまして、前年度からマイナス4%であります。令和2年度同様、県平均を上回っております。ちなみに県平均では11万6,177円であります。南魚沼市の賦課総額は、9億3,558万円となります。被保険者数は、世帯数で7,401世帯、被保険者数でいいますと1万2,271人で、123人増で見込んでおります。令和2年度決算の見込みでは、この1月末で被保険者数が154人減、保険給付費も3,912万円の減となっております。新型コロナウイルス感染症の影響で、受診控えの影響ではないかと見ているわけであります。

令和3年度の所得に基づく課税が大幅に減少するとも見込んでおります。支払準備基金から2億7,000万円を繰り入れて、年度末基金残高は393万円という、ほぼゼロに近い状態になります。非常に厳しい局面を迎えている状況であります。

そうした中で質疑に関しまして、健康ポイント事業について、そして、新型コロナウイルス感染症が続く中、この健康ポイント事業をどのように進めていくのかということ。また、支払準備基金がほぼ底をつく中で、今後の見通しはどうなのか等々が質疑されました。討論に入りまして、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、第11号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。1人当たりの保険給付費の現状では、令和2年度保険給付費は1人当たり、決算見込み

だと 68 万 9,795 円となり、予算に対して 0.9%減という状況であります。国民健康保険と同じく、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えの影響と考えられております。保険料均等割額の軽減割合の見直しで、世代間の負担の公平のための段階的廃止をしているわけでありすけれども、この 8.5 割軽減から令和 2 年度では 7.75 割に、そして令和 3 年度には本則の 7 割になるものであります。令和 2 年度の 7.75 割軽減では、均等割年額で 9,090 円でありました。令和 3 年度を見込みますと、1 万 2,120 円に改正いたします。そうしますと差額が 3,030 円になります。この南魚沼市の影響をみますと、2,304 人でみておりました、合わせて 698 万 1,000 円と見込んでおります。そうした中、質疑を行った次第であります。質疑を行い、そして討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、第 12 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計予算であります。令和 3 年度予算につきましては、第 8 期介護保険事業計画の初年度に当たります。この介護保険の現状と課題について、そして施設の整備状況、そして特別養護老人ホームの待機状況、また、この第 7 期介護保険事業計画において、職員の人材確保ができずにサービスが提供できない状況が起きていることに対して、市として令和 3 年度、介護人材確保緊急 5 か年事業を推進した中で、人材の絶対数を増加させたい旨の報告がございました。そして、施設整備につきましても、事業者のニーズ調査と、また計画への丁寧な検討をした中で、検討していきたいという説明でございました。

また、特別養護老人ホームの待機の状況でありますけれども、1 月現在では 351 人であります。1 年前から 43 人減少しております。新たに入所をする人は、大体年間に 150 人ほどで推移しております。平均待機期間でありますけれども、昨年と同様、1 年 6 か月程度となっております。そして説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はやはり坂戸楽生園の今後の状況。サービスが今、提供できていないその状況。また、ケアマネジャーの人材不足の件等々が質疑されました。後討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

次に第 13 号議案であります。令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算であります。この城内診療所は、平成 27 年から実質、無床化の診療所として、外来診療を行ってきたわけでありす。地域からの要望に応えるべく、医療の提供に努めてきたわけでありす。そうした中、皆さんもご承知のとおり、非常に厳しい運営であります。そうでありすけれども、さらなる経費削減を図った中で、前年度より 600 万円少ない 9,600 万円の計上であります。

質疑に入りましたけれども、毎年外来患者が減っている中で、地域の医療を守るべくどうするのか、また、しっかりと議論していただきたいと、そういう旨の質疑がありました。後に討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

最後に、第 15 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計予算であります。説明を受けた後、質疑に入りました。質疑に関しましては、今までにない多くの時間をかけた中で行われた次

第であります。市民病院玄関のキャノピーの特別損失 6,000 万円の件、また寄附講座予算に対する非常勤医師の・・・、また予算額の件。また、新型コロナワクチンの接種の件。また、赤字予算に対する経営改善の件、等々の質疑がありました。

その後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

以上であります。

○議 長 5 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 10 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 10 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加をします。最初に今回の予算が保険税率を上げずに予算編成された点は評価をいたします。被保険者の所得が確定した後も、保険税率の引上げを行わないよう求めます。

一昨年 10 月の消費税増税に加え、昨年の暖冬無雪、そして新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞は、市民生活に大変な影響を与えています。国民健康保険制度は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していない人は、全て国民健康保険に加入することになっています。しかし、国民健康保険税が高過ぎて最後のとりでとしての機能を果たせなくなっているのではないのでしょうか。

国民健康保険制度発足当初は自営業者などの加入者などが多かった国民健康保険も、今では年金生活者などの無職や、非正規労働者などの低所得者が多くなっています。そんな下で国民健康保険加入者の負担額は耐え難いものになっています。同じ所得の協会けんぽ加入者との比較では、家族構成にもよりますが、国民健康保険税が協会けんぽの 1.5 倍から 1.9 倍になっています。この金額は特に低所得者にとっては負担に耐えられる限界を超えているのではないのでしょうか。このように加入する健康保険制度によって、負担が著しく変わるというのはいかなるものなのでしょうか。

法の下での平等の観点からも許されるものではないと考えます。また、国民健康保険税の滞納によって、資格証や短期証が発行され、受診抑制につながっているとの報告もあり、命に関わることで大きな問題です。もう一点は均等割、平等割です。特に均等割は所得や年齢に関係なく、頭割りです。頭割りで課税されるわけで、まさに人頭税というべき性格のものです。生まれた途端に均等割が課税されます。当然ですが、他の保険制度にはありません。

政府もようやく 2022 年 4 月から未就学児の均等割の 5 割軽減を決めました。しかし、子育ての負担は未就学児より上の世帯が大きくなっています。対象年齢の拡大と、全額公費負担を求めていくべきだと考えます。子育て支援のためにも市独自の上乘せの減免もしていくべきだと考えます。

以上、2 点を指摘して令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 歩む会を代表して、第 10 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。改めて言うまでもなく、我が南魚沼市においては人口減少が続いています。被保険者の減少に伴い、保険税収が減少する中で、全体で非常に厳しい運営状況となっています。まさに火の車であります。

市長の施政方針にありましたように、令和 3 年度において心配されるのは、コロナ禍の影響で保険税収入が大幅な減収になると予想されることでもあります。その影響がどの程度になるか分からないため、税率を変えることなくそのままとし、不足分を国民健康保険支払準備基金から 2 億 7,000 万円を繰り入れて編成された予算案であります。令和 3 年度の保険税収入が確定した段階で、改めて算定し、場合によっては保険税率を引き上げなければならない状況にあると市長から説明がありました。これについては 2 月に開催された国民健康保険運営協議会で了解されたものであります。

執行部より示されたこの予算案に対し、現時点でこれに反対する理由が見つかりません。そんなわけで、本議案には賛成とするものであります。多くの議員の皆様より賛同をいただきますよう、よろしく申し上げます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、未来創政会を代表いたしまして、原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。私はここに登壇し、国民健康保険税の賛成討論のたびに申し上げていることですが、国民健康保険税をめぐる状況はますます悪くなる一方だと思えます。今年度におきましては、推計ではございますが、所得ゼロの方が既に 3 割を超えました。そして 65 歳以上の方がもう既に半数を超えるという、そういう事態になっております。非常に厳しい状況は相も変わらず続いているということで、これに対する改善の兆しはなかなか見られないと言ってもいいでしょう。

そんな中、我が市の予算を見るとどうでありましょうか。まず、健康ポイント、特定健診など、健康を守るための方策を今後も維持し続けていくということです。それと同時に収納率、それとジェネリック医薬品の使用率など、今まで高かったものを、もう少し高くなるよ

うに努力する様子が見られます。予算面においては十分に努力をされていると思います。

そして、私が最も高く評価する点があります。それは反対者も言われておりましたけれども、税率をとりあえずのところ、このまま維持するということです。正直、これだけ苦しい状況の中では税率を上げざるを得ないというのが私の考えでした。だが、市民の生活を守るためにあえて歳入歳出に気を配りながらも、税率を引き上げずにこのままやると。もちろん、所得が確定したときに、もしできなければ上げざるを得ないという状況ですが、最初から上げるのではなく、まずは今のままやろうという、その執行部の思いに私は高い評価を差し上げたいと思います。私のような若輩者が申し上げるのは大変失礼かもしれませんが、その意気やよし、その思いで私は今回の予算に賛成するものでございます。何とぞ議員の皆様方の賛成をお願いします。

以上となります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 それでは、第10号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。国民健康保険事業について、令和2年度は1月末時点、被保険者1万2,368人、前年度同期比154人の減であります。保険給付費は前年度より3,912万円の減、保険税収入においては前年度決算額から4.1%減少の11億2,136万円の見込みであります。収納率は現年度分、滞納繰越分ともに保険税収納率向上対策の成果により、コロナ禍であるが若干の低下に抑え込んで報告されています。また、支払準備基金については、令和2年度当初予算1億7,400万円の取崩しを取り崩さないで、次年度に繰越金を見込めることであり、経営努力を認めるところであります。

さて、令和3年度予算について前年比、歳入では被保険者数の推移や、新型コロナウイルス感染症の影響から、大幅な減額見込みに対して、県に納付する国民健康保険事業費納付金は若干にとどまる苦しい状況下、被保険者の負担を最小限に抑えた苦心の予算編成が伺えます。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、事業運営の厳しさが予想される。健全財政を維持するために所得が確定した段階で、保険税率の見直しを示されているが、保険財政の基本からこれはやむを得ない方針と考えます。

保険税収納率の向上対策については、長期滞納者に対しての短期保険証の交付、更新時等での交付特例の相談の実施等々、昨年が続いての向上策及び一般被保険者の公平性ある取組と理解するところであります。継続的財政健全化、医療費適正化の取組として、予防保健事業、国保データベースシステムを活用した保健指導、健康保健教室の推進、重症化予防、ジェネリック医薬品の継続推進をはじめ、人間ドック助成事業1,920万円、特定健康審査等事業費3,731万円、それぞれ予算の確保を図り、継続的なサービス維持、向上が配慮されてい

ます。予算総額 55 億 4,100 万円、前年比 1 億 2,000 万円の減、コロナ禍による厳しい経済環境下、現行の税率を据え置いての市民負担軽減に配慮した予算組みは、高く評価するものがあります。

引き続き、一層の歳出削減に努めていただきながら、南魚沼市民の健康・医療・福祉の充実に期待し、令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算の賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は市民クラブを代表いたしまして、第 10 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、最初に新型コロナウイルスが確認されて 1 年ちょっとの間に、世界中で感染者数は 1 億 2,000 万人を超え、死者も 266 万人を超えました。日本でも感染者数は 45 万人を超え、死者は 8,700 人を超える中で、日本を含めワクチン接種が各国で始まったとはいえ、感染拡大の第 4 波も懸念されるなど、いまだ収束の見えない状況が続いています。

この間の経済的影響は計り知れないものがありますが、爆発的な感染拡大を何とかギリギリのところで抑えてこられたのは、医療体制と国民皆保険制度、そして、その根底にある国民の健康意識にあると思います。しかし、その国民皆保険制度の根幹であります国民健康保険は、最近の雇用形態の変化などで、非正規労働者の加入もありますが、元々は自営業者や農家の人たち主体の医療保険であり、低所得者、高齢者が多いという構造的問題を抱えています。そういう中で市単独での運営も限度となり、国保財政が市から県に移管されたわけですが、このことで国民健康保険の構造的問題が解決したわけではなく、今回の新型コロナウイルス感染症の国保会計への影響は大きいものがあります。

そこで、では当市の令和 3 年度国民健康保険特別会計予算はどうかであります。詳細は今ほどお話がありましたので省略いたしますけれども、高齢化が進めば、医療にかかる機会が増え、医療費の支出が多くなり、それに伴っての国民健康保険税の負担感も限界に近いということはいつも言われていることでありますし、先ほど反対者の中からも話が出ております。

加えまして、今回の新型コロナウイルス感染症の問題でありますので、限界感が大きいということの認識は、反対者も、私も、執行部も同じだと思います。このコロナ禍がどう影響するか予測が難しい中ですが、そういう認識の下で少しでも負担を軽減するために、引き続いて収納率向上対策の推進、第 2 期データヘルス計画による効果的な保健指導や、ジェネリック医薬品の普及などでの医療費適正化などをさらに進めるとしてまいります。

また、国は、病気予防の実施、実績を点数化して、自治体への交付金を増減させる保険者努力支援制度を強化するなど、特に病気予防に力を入れています。そのために市も今年度か



ら始めた健康ポイント制度を検証しながらの実施、また、今年度新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ特定健診、特定保健指導の受診率も、令和3年度は高い目標を掲げて、受診率向上を目指すなど、データヘルス計画の目標に向けての取組を確実に進めながら、医療費抑制に努力するとしています。

これらのことは国民健康保険税の負担軽減につながることでありますが、それらの取組と実践を社会厚生委員会でも確認をしたところであります。また、先ほどから話が出ておりますけれども、令和3年度当初予算の予算組みでは、税率を据え置いていますけれども、支払準備基金は先ほどから皆さんが言っていますように、ほぼ使い果たします。このことは令和2年の所得確定後に予想以上に所得の落ち込みがあった場合の補填財源がないことであり、再計算で税率変更という心配もありますが、こういうコロナ禍の影響の大きい今、国民健康保険加入者の負担を軽減するための計算できる最大限の対応であり、現状の中では精一杯の努力だと私は受け止めています。

前段申しましたように、国保会計は構造的問題を抱えております。単独自治体では解決のつかないことも多くありますので、引き続き今後とも執行部、そして議会ともに国への抜本的な解決を求めていかなければならないというふうに思います。当面のこの令和3年度国民健康保険特別会計につきましては、先ほど申し上げたようなことから、精一杯の努力と実践を私は感じていることでありますので、本予算については賛成をいたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第10号議案令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

〔午前10時58分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時15分〕

○議 長 第11号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** 第 11 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加させていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける希代の悪法と言われています。75 歳以上の人口が増えれば自動的に保険料が上がる制度で、2025 年がピークと言われています。度重なる保険料値上げは高齢者の生活を圧迫しています。導入当時、厚生労働省の担当官が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうためにこの制度をつくったと講演して、大問題になりました。

批判を受けて導入した低所得者の医療保険料を最大 9 割軽減する特例措置は、令和元年度 8 割、令和 2 年度に 7 割の本則となり、令和 3 年度以降は 7.75 軽減、特例措置もなくなり、7 割軽減の本則に戻ります。南魚沼市では 2,304 人の方が影響を受け、698 万 1,000 円の負担増になります。最も所得の低い層の方が、年 9,090 円が 1 万 2,120 円になり、年 3,030 円、33%の負担増になります。年金が少なくて天引きできない直接徴収する保険料が、1 億 1,573 万円、26%も見込まれています。強制的に徴収されたその後の暮らしが心配であります。

さらに政府は、2020 年度後半から 75 歳以上の単身世帯で、年金収入 200 万円以上、夫婦で 320 万円以上の医療費窓口負担を引き上げ、原則 1 割を 2 割負担にすることを閣議決定して、近々法案が出されるところであります。これについては、国民の 370 万人が影響を受けると言われています。

高齢者に際限ない保険料値上げを押しつけ、負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するかと迫るといふ制度の害悪が、本格的に高齢者に襲いかかろうとしています。差別と負担増の制度を廃止し、歳をとっても安心して医療が受けられる制度とするべきです。

以上、反対討論といたします。

**○議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15 番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** 第 11 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対して、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。歳入歳出総額は昨年より 300 万円増えて 5 億 9,700 万円が組まれた予算であります。反対者が言ったように、保険料は昨年より 668 万円の増であります。また、広域連合納付金は、昨年より 317 万円増えの予算でありました。

反対者が申しましたように、この制度は年齢で区分、強制的に囲い込みだと、医療費抑制、悪法だということでもありますけれども、南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算とはまた別個の話だと思っております。毎度毎度ここで賛成の立場で討論したときには、国政政党でありますから、国政で頑張っていたきたいと、そういう思いであります。

保険料の度重なる値上げということでもありますけれども、国民健康保険のほうでもござい

ましたけれども、後期高齢者の支援金ということで、若い世代の支援というのはどうなのかということ併せて考えていただきたいと思います。

昨年亡くなりました私の義理の母も年間の保険料 5,500 円でした。窓口負担は 1 割ということで、非常にお世話になったこの保険であります。確かに窓口負担が 1 割から 2 割ということになれば、負担増ということは当然考えられるわけでありましてけれども、この制度の仕組み自体を南魚沼市が変えるということは不可能であります。ですので、この制度の廃止を求めるといふことであるならば、国政で頑張ってください。

ただ、今年度の南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算というのを見る限りでは、私は反対するものはないというふうに判断をしております。同僚議員も同様の判断をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

**議 長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 11 号議案令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

**○議 長** 第 12 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

**○中沢道夫君** それでは、第 12 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について反対の立場で討論を行います。介護保険制度は施行から 21 年が経過します。この間、政府は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は深刻化しています。高齢者が介護給付を受けるには、幾つもの壁を乗り越えなければなりません。

第一に要介護認定で要支援、要介護と判定されないとサービスは受けられません。それ自体が重大なハードルですが、安倍政権は要支援者の全体を保険給付の対象から追い出す大改悪を実行しました。

第二が介護サービスの提供体制の不足です。その集中的な現れが特別養護老人ホームの不足と、膨大な待機者の存在です。現行制度の下で低所得の要介護者が最期まで住み続けられ

る施設は特別養護老人ホームしかありません。我が南魚沼市でも特別養護老人ホームの入所申込者のうち、先ほど報告がありましたが 351 人が待機者となっており、そのうち以前調べていただいた数字では 40%以上は自宅での待機者となっています。

第三が高過ぎる利用料です。高齢者が介護サービスを受ける際に 1 割の応益負担を求められることは、当初から低所得者の排除を招く問題とされてきました。さらに所得が一定額を超える人について、利用料を 2 割負担、3 割負担に引き上げる改悪を連続して強行しました。

第四が保険料の壁です。この間、介護保険料が上がり続けてきたこと、それを負担できない人がペナルティーとして給付制限を受ける人が生まれています。当市も第 8 期の保険料を月額 59 円増としましたが、全国平均より高い保険料を据え置くことはできなかったでしょうか。

そして今、公的介護保険制度の存廃を脅かす重大問題となっているのが、介護人材の不足です。当市でも深刻な事態を打開するため、新年度には介護人材確保緊急 5 か年事業に取り組みますが、効果を期待するところです。

こうした事態を打開するためには、国に対して介護保険の国庫負担割合を引き上げ、保険料の増額なしに介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善を進めることによって、必要な人材を確保すること。そして、誰もが安心して介護サービスが受けられるよう制度改善を強く求めていくことを要望して、令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計予算への反対討論いたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 未来創政会を代表し、第 12 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。新年度は第 8 期介護保険事業計画のスタートの年であり、新たな体制の構築が求められるところですが、介護人材の確保と育成の強化を目玉とする予算編成であることを評価いたします。

全国的に介護人材の不足が介護保険事業に支障を来しており、超高齢化社会に対応することが自治体の最も大きな課題になりつつある中、5 か年計画という戦略的な期間を設定して事業を行うことは、画期的であります。欲を申せば、この支援事業は事業者、法人向けの支援という印象がありますが、本来、介護現場で働くスタッフの要望を取り入れた、スタッフ本意の計画であるべきです。お金の支援も必要ですが、女性が多い職場という実態に鑑み、働きやすい環境を整備することを事業者に強く求めるべきではないでしょうか。

地域支援事業費は前年度比 0.7%の増加です。介護予防を強化し、健康な身体づくりを推進することで、医療費の抑制を促す強い意欲を感じました。地域活動の支援やサポーターの人材育成の強化は、将来に向けて大きな成果をもたらすと思います。

以上、簡単ではございますが、新年度の介護保険事業に大いに期待をして賛成討論いたします。多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第12号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計予算に市民クラブを代表し、賛成の立場で討論に参加いたします。

第8期介護保険事業のスタートとなる令和3年度介護保険特別会計は、特別会計の中で最高額の総額68億8,200万円となりました。前年度比2%、1億3,300万円増は、前年の7,300万円増と比べても大変大きな増額となっています。第1号被保険者数を前年度比255人増の1万8,779人と見込み、介護保険料14億3,402万円で、保険料基準月額が6,410円と59円の増額となりました。繰入金は介護給付費準備基金を5,967万円取り崩すと見込み、3.8%増の11億1,246万円となり、高齢者人口の増加に伴い、介護保険事業の厳しさがさらに顕著となる予算編成であります。

介護保険事業の現状は、令和3年1月末の特別養護老人ホームの待機者は、前年比マイナス43人ではありますが351人いらっしゃいます。平均待機期間は1年半と改善がみられません。約150人が市外の施設に入所しているという現状からも、介護人材不足の深刻さは大きな問題であります。特にケアマネジャーの不足から、介護認定されても、介護サービスを受けられるまで2か月程度もかかる場合もあるということは、市民にとって大きな不安材料であります。

介護保険料を払い続けていても、介護が必要になったとき、必要なサービスを受けられないのでは、介護保険制度の根幹が揺らいでしまいます。基金の取崩しで月額保険料の増加を59円増に抑えたにしても、年金から6,410円が差し引かれることの影響は大きいものであります。こういった難題を抱えながらも、令和3年度は従来の介護人材確保緊急支援事業に加え、新たに介護人材確保緊急5か年事業を開始することは、思い切った決断であると評価いたしております。

また、昨年からはまった健康ポイント事業は、130人が参加し、市民の健康意識、自己管理意識も高まっているように感じられ、介護予防事業の充実が図られることと、大きな期待をしているところであります。

高齢化が進む中であっても、誰もが安心して年齢を重ねられるため、市としてでき得る最大限の努力をする介護保険事業となることに期待をして賛成するものであります。多くの皆さんからの賛同をお願いして、賛成討論を終わります。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 12 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 13 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 13 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 15 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 15 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 39 号議案 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 15 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 39 号議案 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 15 号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、市において第 6 弾と位置づけます新型コロナウイルス感染症対策の独自経済支援策をお示しし、早期に着手できるよう、債務負担行為という形で提案申し上げるものであります。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、所信表明でも申し上げたところではありますが、2度目の緊急事態宣言の発令で、経済活動、市民生活ともに非常に深刻なダメージを受けています。12月議会終了後、そしてこの間ではありますが、いかなる支援策を講じるべきであるか、悩み続けてきたところでもあります。市議会の議員各位からも、また、商工会、観光協会など経済団体の方々からも、様々なご意見を頂戴し、叱咤、または激励をいただく中で、次の3点に絞って実施をしたいものでございます。

1点目は、プレミアム付商品券の発行であります。7,500円で10,000円分を購入できるというもので、プレミアム率は33%となっています。昨年の夏に飲食・宿泊業を中心としたプレミアム券を発行しましたが、今回はそういった業種に限定せず、小売業、理容業、社交業など幅広い業種においても利用できる商品券を発行したいものであります。1世帯に5冊まで購入可能とし、総額で10万冊を発行、最大では10億円の経済効果を期待したいものでございます。かつてない規模の経済支援策となりますが、特定の大型店舗等に利用が集中することもないよう、店舗規模に応じた利用区分を設けるなどとしております。

2点目は、温泉入浴券の発行であります。これはとりわけ厳しい状況に置かれている温泉施設等の皆さんに対する支援策で、入浴券1枚で、日帰り入浴にかかる料金をお1人1,000円まで無料とするものであります。新型コロナワクチンを接種した人を対象として配付をするもので、2回のワクチン接種により、2枚配付をされますので、ご家族とともに、または市内の入浴施設などを利用いただきたいと思います。これはワクチン接種に対するインセンティブ、動機づけとしての機能を併せ持ち、ワクチンの接種後は安心感が増すことで心に明るさが差し、経済活動に向かう機運が醸成されることを心から期待したいところでございます。

3点目は、ただいま申し上げました2点目の温泉入浴券の発行に合わせまして、入浴施設の、例えば組合または個々の施設の皆さんにおいて、何らかのキャンペーンを計画していただき、その費用を市が補助するというものであります。温泉入浴券を一つの起爆剤として、プレミアム付商品券、またはG o T o イートなど、あらゆるツールを総動員して、入浴プラスアルファの誘客の作戦を実施していただくことで、閉塞した現状を何としても打破し、ひいては業態の体制の強化につなげていただきたいと思いますという思いであります。

以上3点が今回ご提案申し上げる経済支援策であります。総額では3億5,500万円となっております。国の本省繰越となっている第3次補正に係る地方創生臨時交付金を財源としています。本議会で議決をいただき次第、早急に準備作業に着手をし、最も有効と思われる時期を見定めて、具体的な補正予算を編成させていただき、専決処分により実行してまいりたいと考えております。

このほか、令和3年度当初予算に計上しました、統合石打小学校改修工事、及び六日町中学校トイレ改修工事に係る費用などについて、国の3次補正で内示がありましたので、急遽、令和2年度予算に前倒しで計上して、あわせて、令和3年度に繰り越すこととしました。

また、この冬の集中降雪によりまして、お亡くなりになった方々に対しまして、災害弔慰

金を支給する経費を計上しております。さらに、個人及び法人から、多額のご寄附を頂いたところがございます。心から感謝を申し上げます。このようなコロナ禍におきまして、本当にありがたいお申し出でございました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ2億9,247万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を434億4,400万9,000円としたいものです。詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 第39号議案の説明の途中でありますが、昼食のため休憩としたいと思います。再開を1時10分とします。お願いいたします。

[午前11時48分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 第39号議案の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第39号議案 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第15号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。2の歳入であります。最初の表、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でありまして、1次配分で国庫補助事業の補助裏分として取り置いた1兆円分の精算分であります。1億2,232万円の計上であります。

本定例会の初日に上程をしました一般会計補正予算（第14号）の説明におきまして、この補助裏分の金額を、限度額1億2,538万円という説明を申し上げました。資料も差し上げたと思いますが、このうち305万4,000円が本省繰越可能であるという通知がその後に来まして、令和3年度分の財源としてその分は確保するということにしました。その分が減額になったということでもあります。これによりまして、今回本省繰越になる額を申し上げますと、4億1,875万円という金額になります。

その下の段、3目衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でありまして、接種記録システム関係の改修費として追加配分があったものであります。100万円の増。

その下、5目教育費国庫補助金、1節小学校費国庫補助金の説明欄の1行目、学校施設環境改善交付金（統合）は、統合石打小学校大規模改修工事に対するもので1億100万円の計上であります。2節中学校費国庫補助金、説明欄の学校施設環境改善交付金（大規模改造）は、六日町中学校のトイレの改修工事に対しますもので、1,818万円の計上でいずれも皆増となっております。この2つの工事、小学校、中学校の2つの工事は、令和3年度事業として



計画をしておりましてけれども、国の3次配分により追加内示があったために、令和2年度予算での対応となったものであります。令和3年度予算に計上した分につきましては、6月補正で減額をすることとしております。

1節から3節、その小、中、特別支援学校のそれぞれの説明欄に、学校施設環境改善交付金（学習系ネットワークの円滑化整備）というものが計上されております。これはGIGAスクールに関連しましたネットワークの改修工事に対しまして、これも国の追加内示があったものでありますけれども、1校当たり20万円の配分、その3分の1補助ということで、22校分を掛けますと、合わせて146万円の増額となったものであります。

2番目の表、15款1項1目民生費県負担金であります。説明欄、災害弔慰金県負担金は、この冬の大雪によりお亡くなりになった方々、3人いらっしゃいますけれども、この方々に対しまして災害弔慰金の支給に関する法律に基づきまして、弔慰金を支給するものであります。県が4分の3、市が4分の1を負担するという内容になっております。

3番目の表、17款寄附金、1項1目一般寄附金であります。説明欄記載の2つの企業の方から120万円を頂きました。2目指定寄附金は、これはお1人の方から500万円のご寄附を頂いたものでございます。お名前につきましては、希望によりまして伏せさせていただきます。誠にありがとうございました。

めくっていただいて12、13ページであります。最初の表、18款2項基金繰入金、5目ふるさと応援基金繰入金は、一番最初に説明を申し上げました、14款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（補助裏分）について、1億2,232万円をここに追加をしたことに伴います減額であります。これは市の独自経済支援策として実施をしております、経営支援給付金——いわゆる固定費の補助を行っておりますけれども、これに係る財源を振り替えるものでありまして1億円の減額となったもの。

最後の表、21款1項市債、7目教育債であります。これは14款で説明を申し上げました小学校、中学校の大規模改修に係る補助残への充当財源であります。充当率は100%、交付税措置率は50%であります。なお、この起債の増額分が議案書の6ページでございます。第4表、地方債補正、下から6行目になります。学校教育施設等整備事業債に合計額の1億3,480万円が追加となりまして、この表の地方債の合計で25億490万円となるものでございます。

以上が、歳入の補正内容であります。

めくっていただいて14、15ページ、歳出でございます。最初の表、3款4項1目災害救助費、説明欄丸、災害弔慰・援護費であります。これは先ほども申し上げましたように、大雪災害により亡くなられた方3人に対して給付をする災害弔慰金でございます。これは災害弔慰金の支給に関する法律に基づいて、国費も入っております。国、県、市がそれぞれ負担をして支給をするというものですけれども、主として生計を維持している人、これはお1人いらっしゃいました。この方については500万円。そのほかの世帯については、お1人250万円。この方が2人いらっしゃったということで、合わせますと1,000万円という計上になります。

災害弔慰金の支給に関する法律につきましては、都道府県内の一部に災害救助法が適用さ

れますと、その当該都道府県の全域に対してこの災害弔慰金の支給対象となるという扱いになっておりまして、新潟県におきましては12月17日付で関越自動車道の立ち往生によりまして、災害救助法が適用になったと。その時点から、南魚沼市もこれは災害弔慰金の対象になったと。災害救助法の対象にはなっておりませんが、災害弔慰金の支給対象ということになるということでございます。

2番目の表、4款1項保健衛生費、4目予防費であります。説明欄丸、予防対策事業費は、新型コロナウイルスワクチンの接種記録システムの改修費であります。国の10分の10補助でございます。

3番目の表、7款1項2目商工業振興費は財源更正であります。歳入の18款でご説明したとおり、経営支援給付金事業——いわゆる固定費補助に係る財源のうち、ふるさと応援基金からの繰入金1億円、及び一般財源の2,232万円を国の地方創生臨時交付金（補助裏分）に組み替えるというものであります。

4番目の表、10款2項3目小学校整備費、説明欄丸の小学校大規模改造事業費は、1行目、監理監督業務委託料と、3行目の大規模改造工事費は、統合石打小学校の大規模改修工事に2億円。それから削井工事ですね、井戸を掘る工事に1,500万円ということで計上しております。2行目の施設改修工事費は、上関小学校の給食室の改修工事費であります。

5番目の表、10款3項3目中学校整備費、説明欄丸、中学校大規模改造事業費であります。1行目、2行目とも六日町中学校の改修工事であります。トイレの改修が5,200万円、特別教室のエアコンの改修工事が500万円となっております。なお、歳入の寄附金でご説明を申し上げました指定寄附金500万円がございましたが、これをこの事業に充当をしております。財源内訳の中の特定財源のその他に500万円を計上しているものであります。

めくっていただいて16、17ページであります。2番目の表であります。10款4項3目特別支援学校整備費は、説明欄丸、特別支援学校施設等整備事業費で、歳入14款でご説明申し上げました、学校施設環境改善交付金（学習系ネットワークの円滑化整備）の追加交付によりますネットワークの改修工事であります。小学校、中学校についても1校当たり20万円の配分があったわけですが、小学校、中学校は既決の予算、今まで認めていただいた予算の中でこの分は吸収できるということで、今回はここには計上しておりません。特別支援学校費だけ計上するという形になっております。

最後の表、14款1項1目予備費は、歳入歳出の過不足の調整であります。

戻っていただきまして4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。今回は5つの事業、合計で3億3,449万8,000円を翌年度に繰り越して執行ができるように、繰越明許費として計上させていただきたいものでございます。

最初の段であります。2款1項総務管理費のメディカルタウン関連整備事業費は、天王町の排水路関連でありまして、防草シート、草が生えないようにシートを張る、その設置工事の繰越しであります。

その下、7款1項商工費の観光振興事業費は、プレミアム付き旅行券「雪恋」の補助金で

あります。事業の終了期限を5月末まで延長することに伴います繰越しであります。

その下、10款2項小学校費及びその下の3項中学校費、たった今ご説明を申し上げました統合石打小学校及び六日町中学校に係る大規模改修工事等でありまして、今回の計上額を全額繰り越すということでございます。

10款6項社会教育費の文化施設維持費は、市民会館機械室のOA消音ファンの取替工事費であります。

次の5ページであります。第3表、債務負担行為補正であります。市長が提案理由で申し上げました、第6弾となります市独自の経済支援策であります。期間については、いずれも早急に準備作業に着手する必要があることから、令和2年度から令和3年度という形にしております。

1段目につきましては、南魚沼市プレミアム付商品券の発行事業であります。これは1,000円券10枚つづりで1冊、これで1万円分であります。これを7,500円で販売するというものであります。1世帯5冊まで購入可能としまして、2万世帯分、10万冊を用意するという事です。10万冊掛ける1万円ですと最大10億円の経済効果を期待するというものであります。プレミアム券2,500円掛ける10万冊で2億5,000万円。事務費に5,000万円計上で、限度額は3億円の設定をしております。

販売時の公平を期するため、今回も事前にはがき等で整理券を郵送しまして、これは5回まで分割して購入ができるようにチェック欄等を設けたいというふうに考えております。市内の広範囲な事業者を対象としたいというふうに考えておまして、商工会あるいは観光協会さんなどから事業者の登録を取りまとめていただくということにしております。可能な限り早期に発行できるよう努力をいたしますけれども、取りまとめ等の期間を考慮しますと販売開始の時期といいますのは、やはり6月の中旬頃になるのではないかとというふうに考えております。販売の終了は12月末までを考えております。

10月末頃で整理券の有効期限を一旦終了しまして、その段階で残りの商品券があれば、1人当たりの上限を定めて自由販売とするということも今、検討をしております。使用期間は販売日から令和4年1月末まで。新年会が終わった頃までを予定しております。販売場所につきましては、市内の観光案内所の3か所と郵便局であります。今のところ、JAさんについては協議をしているというところであります。

それから大規模店舗等に商品券の利用が集中するということを回避するために、1冊の中で大規模店を含めて共通で利用できる券と、大規模店舗以外での利用に限定をするという券を分けまして、これは明確に区分を設定するという考えでございます。

2段目は、温泉入浴券配布事業であります。日帰り入浴に係る料金を1人1枚、1,000円まで無料とするという券を、これは新型コロナワクチンを接種した人に対して配布をするというものであります。集団接種会場においては接種後、退出される際にお渡ししたいというふうに考えておりますし、医療機関等の職員でもう先行して接種を受けている方もいらっしゃると思いますけれども、そういう場合には当外医療機関において配布を依頼するという

ことを考えております。

市内の日帰りの入浴施設の料金を見ますと、320 円から高いところで 1,740 円まで、非常に幅があります。この券で無料とできるのは 1,000 円までということにさせていただいて、それ以上の料金は個人負担ということにさせていただきたいと思っております。

人口 5 万人掛ける 2 回の接種で 10 万枚の配付ということですが、入浴料金の単純平均を考えますと 750 円。入浴券の利用率、実際に使っていただけるという利用率を 60%と見込んで計算をしますと、入浴料分が 4,500 万円、印刷費等事務費が 500 万円で限度額 5,000 万円を設定しております。

温泉と銘打っておりますけれども、沸かし湯の入浴施設もあると思います。そういう施設であっても、日帰りの料金を設定していただければ、この券の利用施設に登録することは可能としたいというふうに考えております。

3 段目は観光事業補助金（入浴券活用型）であります。温泉入浴券のほか、プレミアム付商品券、あるいは G o T o イートなどあらゆるツールを活用して、温泉組合さん、あるいは個々の入浴施設においてキャンペーンを行っていただきたいというふうに考えております。その費用を組合など団体に対しましては上限 100 万円、個々の施設に対しては上限 10 万円の補助を行いたいというふうに考えております。団体補助を 100 万円掛ける 3 団体、個々の施設への補助金を 10 万円掛ける 20 件というふうに計算をしまして、合計で 500 万円の限度額の設定であります。

市の観光事業補助金交付要綱に基づきまして、実施計画をまずつくっていただく。そして交付申請を行っていただいて、事業の完了後は実績報告を出していただくということで、事業の実施状況はしっかりと確認させていただきたいというふうに思っております。申請期間は、令和 3 年 5 月から同年の 12 月末までを考えております。

以上、3 事業につきましては、令和 2 年度予算において債務負担行為補正を計上し、本年度中に具体的な準備作業に着手するとともに、早期に実施予算を編成しまして、専決処分を行った後に実行してまいりたいというふうに考えております。

また、詳細の修正、追加等につきましては、6 月定例会において補正予算等を計上したいというふうに考えております。

以上で、第 39 号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 審議に入る前に 1 点確認させていただきたいと思っております。本来ならば、ないことですが、執行部の配慮で、私たちは南魚沼市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議をさせていただいて、本当に市民の生活現場を少しでも何としてでも守りたいという部分で進めてきたわけでありまして、その中で私も確認させていただきましたが、国の一時支援金の部分であります。市長の報告には、社交業だとか理髪店とか料理屋さん等も含めた中で、今の部長ではないけれども幅広い中で、要するに支援をしていきたいとい

う言葉が報告されました。新型コロナウイルス感染症対策連絡会議のときにも言いましたけれども、一時金の分があるかないかによって、この地域はかなり違ってくると思うのです。

そうした中で、宿泊業だとか観光業関係は結構そういう部分では、私は因果関係というのは証明できるかと思うのですけれども、ここに言った社交業だとか理髪店とか、こういう部分がどうこの部分に取り組みされるのか。これによっては、かなり私は違うと思うのです。そこを確認してくださいというふうに私は申しましたので、ぜひ、審議に入る前にその部分をお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議題外ですけれども、審議前ということで答弁したほうがよろしいですか。

○議 長 そこはよろしいです。私のほうから先に、ではちょっとよろしいですか…（「はい」と叫ぶ者あり）

中沢議員も新型コロナウイルス感染症対策連絡会議には出席していると思っておりますけれども、詳細的にはまだこれから詰めなければならない、その辺も重々理解をいただく中で、この部分の説明ということでご理解を願いたいと思っております。重々、執行部は分かっておりますので、そのことは会派代表者の皆さんを通じて、また議員の皆さんにも連絡が行っているかと思っております。その辺を踏まえてということでお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、中沢議員の一時支援金の詳細ということでお答えいたします。国のほうが行う一時支援金、売上げは50%以上減少しているところ、そこが1都3県、また関わっている部分に、どこまで認めてもらえるかという点であります。南魚沼市の場合は1都3県から来ている観光業の構成割合、1位、2位、3位、4位とこれがまさに1都3県でありまして80%弱を占めておりますので、南魚沼市は該当いたします。

ただ、その中でどこの事業までが関わるかということになりますと、国の制度であって詳細が私たちのほうで判断し兼ねる部分がございます。やはりそれぞれの事業主が個々に相談していただいた中で審査を受けていただくという以外に、私たちのほうからこの事業所は大丈夫ですよということは言えない部分がございますので、細かい部分の答弁は控えさせていただきますが、商工会等がそれぞれ対応している部分がございます。それから、金融機関もこれから相談対応をするということを聞いておりますので、事業主ごとに相談していただくということしかないかと思っております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 全くおっしゃるとおりかと思っております。実際に該当するか該当しないか、同じ業種でも各事業所によって全部違うわけでありまして。そうした中で、私はずっとこの長期化の中で、どうしても支援をしなければいけない業種というのが絞られてきているかと思うのです。

そうした中で、プレミアム付商品券で果たしてどこまで本当に救えるか。努力かもしれないけれども、私は一番最初とき、これも支援できますという部分で、それで審議に入りましょうと言って、私はこの審議に入ったつもりであります。そこがかなり違う。例えば、緊急事態宣言の地域外の方は、地域コミュニティ内の顧客のみの取引は該当にならないわけです。登録機関から因果関係がきちんと証明されなければできないのであります。

昼のテレビを見ておりました。大臣が大勢の飲食は控えてください、そういう形でどんどん言っています。確かにプレミアム付商品券は4月1日まで使え……かもしれないけれども、まさに私は緊急度が、本当に必要としている業種があるということ、これをどのように判断するのか。

今言ったように、臨時議会でも何でも早く出してくれというなら私はいいです。実際にこういうふう言葉でもっていても、結果的に4月1日まで検証ができなければ私は厳しいと思っているのです。だから、このような強い言葉で言わせてもらって大変恐縮ですがけれども、いつでも早くこの部分を債務負担行為としてただ片づけるのではなくて、\_\_\_\_\_があれば私はいいのですけれども、その部分を確認させていただきたいと思っています……（何事か叫ぶ者あり）内容が違うから言っているのです。

**○議 長** 中沢議員、そのことについては前回の15日の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議もありましたし、16日の議会運営委員会でもそれぞれが確認済みのことですので、執行部も出します、という表現をしております。必ずその専決後もまた協議をして出します、という話はしてありましたので、そこは理解していただきたいと思います。

**○議 長** 16番・中沢一博君。

**○中沢一博君** 本当に確認させてもらいますよ。それでなければ全然違う、私は内容が違うと思っているのです。だから確認しているのですよ……（「休憩して」と叫ぶ者あり）休憩動議でもいいです。もし、あれだったら、議会運営委員会で皆さんで確認をしましょう。もし、あれだったら。もし、あれだったら休憩動議を言います……（何事か叫ぶ者あり）違うんですよ。入る前の大事なことから言っているのだよ。では、動議します。確認をしたいので。みんなの意見を確認したいので、休憩動議……（「賛成」と叫ぶ者あり）ぜひ、私は議会運営委員会で今の部分がどうか確認した中で進めていただきたいと思います……（何事か叫ぶ者あり）議会運営委員会でなければならないのでいいのです。みんなでもう一回確認しましょう。

**○議 長** 暫時休憩とします……（何事か叫ぶ者あり）それでは、休憩といたします……（何事か叫ぶ者あり）

執行部も再度、確認ということで言うておりますので休憩とします。再開を1時50分といたします。お願いいたします。

[午後1時34分]

**○議 長** 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時50分]

○議 長 ここで、大変議事が滞ったこととお詫び申し上げます。

最初に、中沢一博君から先ほどの発言の訂正をお願いしたいと思います。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっと本当に私が本来ならばない言葉を吐いてしまいまして、議会では  
\_\_\_\_\_ などということはありません。大変失礼いたしました。  
申し訳なく思っております。ぜひ、今後の新型コロナウイルス感染症の現況を見た中で、支  
援策というものを出していただく。ぜひ、そのことをお願いしたいと思います。それに  
期待したいと思っております。

以上であります。

○議 長 ただいまの中沢一博君の先ほどの発言に対する取消しの件を、皆様ご了承  
でしょうか……（何事か叫ぶ者あり）発言の取消しということをお願いしたいのですが。

異議なしと認める方、挙手願います。

〔複数名挙手あり〕

挙手大多数ということで——1名だけ、挙がっていませんけれども。

〔全員挙手あり〕

挙手全員。それでは、中沢一博君の発言を取り消した中で、ここでもう一回、休憩といた  
します。

〔午後1時52分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時54分〕

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 この補正の債務負担行為の説明のところ、市長からも一番効果的で適切  
な時期に、専決でやらせていただきたいというお話がございました。専決処分については、  
ご承知のように地方自治法の第179条第1項で定められているわけです。この専決処分に今  
回の内容——市長も言うように、一番効果的で適切な時期にというお話もありましたが、該  
当するような内容ではないのではないかと思います。確かに第179条第3項で、専決処分につ  
いては次の議会においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっておりますが、  
この承認、報告ができないことを理由に専決処分ができるという組立ての内容には第179条  
はなっていません。

この報告についても、どこまでの報告なのかというのがあると思うのです。県なども年度  
末にそういう意味では最終専決をやりますけれども、4月に臨時会を開いています。この報  
告については、専決内容の概要報告で、例えば6月議会で最終的な数字も含めた内容を報告  
するというので、私は足りると思っているのですけれども、その辺どういう理由でやった  
のか。例えば、県なり市町村課なり、その辺の確認はできているのかどうなのか。ちょっと  
お聞きしたいと思います。

○議 長 梅沢議員、会派の中で十分尽くされた世界だというふうに認識しておりま

す。そのことについては、今ほど執行部がお話ししたとおり、債務負担行為として今回認めていただいて、その中でやるをまた進めていくという、そのことを寺口代表からも聞いておられるかと思います。

○梅沢議員　　る進めていくというか、専決処分でという話がありましたが……（何事か叫ぶ者あり）地方自治法に定められていない専決処分というのは、不可能だと思うのです……（何事か叫ぶ者あり）

○議　　長　　執行部が全く不可能であることを上程してくるということがあるのですか……（何事か叫ぶ者あり）そのことは、重々もう終わっているというふうに認識しておりますので、そこをあえて執行部から発言を求めないでください。

〔「議事進行」と叫ぶ者あり〕

次。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議あり……（何事か叫ぶ者あり）質疑。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　専決の部分については、市民クラブに譲るとしまして、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中でも私の冒頭ではしゃべったつもりですけれども、ワクチン頼みではなくて、積極的にPCR検査の拡充策を持つべきではないかと、するべきではないかという話をしたのですが、それに対するコメントというのは、いただけなかったのです。

そうした中で、自主検査も可能だと、12月議会のときにもあったわけでありますので、そういう取組をすると2分の1は国が持つという、交付措置をするという話までは私も知っているのですけれども、市がやらないことにはそういった交付対象にもならないと、こういうことだというふうに私は捉えているのです。ですから、あのときも言いましたけれども、希望する人はPCR検査を受けられる体制、今現在、市もやっている部分がありますよね。そういうふうな体制を併せてやるべきではないかという話をしたのですけれども、その点について見解を正式に伺っておきます。

そして、財源の問題ですけれども、今ほどの説明の中でもありましたが、財源としては地方創生臨時交付金を充てるのだということで、一時借入れとか、要するに立て替えた部分もまた戻すような形でやっているのですけれども。私はこの第6弾までに、本当に市独自の自主財源がどの程度、使われているのかというふうに思うのです。それが先ほどの16番議員の問題にも出ていくと思うのですが、要するに上乘せ、横出しというような形がかなり検討されて、これだけ上乘せ、あるいは横出しをしているのだという辺りが、やはり市民には明確になっていかないと、国から来たものを自分たちで確保してこうしてやっているのだということで終わってしまうのかという気がします。その辺、財源の問題でどの程度、自主財源が使われているのかひとつお聞きします。

それから、ワクチン接種者に——2回やってもらう方、やってもらった都度、入浴券を配



布するという問題ですけれども、ワクチンというのは事情によったり、考え方によったりして打たない人もいるのです。打たない人も出るわけです。そうした中で、こういった限定をされてそのところで配らなければならないというのは、ちょっと何というか、おかしいのではないかという感じがするのですが、その辺、どんな考え方をしているのかお聞きします。

もう一点が、なかなかナンバー3については非常に分かりが悪いのです。入浴券関連という形であるのですけれども、このキャンペーンを張るということは、積極的に温泉ばかりではなくて、何らかに伝えていただきたいという内容があると思うのです。そういったことを進めるのに、この6月からが妥当な時期かという感じがちょっとするのですけれども、その点のお考えをもう一度お聞きしておきます。

〔「休憩」と叫ぶ者あり〕

○議 長 岡村議員、1点目のPCR検査についてのことは、当然、執行部は含みを持って——この予算の枠の中で含みは持っているものと思っています。財源という部分はよろしいかと思いますが、ほかのところはこの間の話の中で出ている。それも含んでという話が……（何事か叫ぶ者あり）とはいえども、岡村議員、では、この議案に関しては何回聞きましたか。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 財源についてのみ答弁願います。2点目の財源について。  
総務部長。

○総務部長 財源の話でございます。補正第14号の補足の資料として、財源充当表というのをお配りしたと思います。これを、今は手元にないかも分かりませんが、ただいま説明申し上げました一番大きな給付金になっております経営支援給付金、固定費の補助です。これで財源にしておりますふるさと応援基金繰入金、1億円分が繰戻しになりました。もう一つ、一般財源その他でもって2,200万円ほどが減額になりました。いわゆる一次配分の補助裏分として保留されてきたものが充当になったというものであります。

そうしますと、今ふるさと納税で、この表で充当されているのが、「みんな住マイル」改修補助金の2,000万円、これがふるさと応援基金の充当分になっております。

それからもう一つ、その他の財源で充当しましたのが——2,232万円が減額ですので、その他財源7,283万9,000円から2,232万円です、5,052万円ほどが、その他の一般財源から繰り出しをしているという形になります。今、一般財源として一連の新型コロナウイルス感染症の対応に使ったお金といいますのは、ただいま申し上げましたふるさと応援基金繰入金2,000万円、それから一般財源として純粋の一般財源が5,000万円ほどということでご理解をいただきたい。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 要するに、暮れの時点のときには、11億円とか12億円の事業をしてという話がありましたよね。実際それをみんなやっているのかと思えば、今のように身銭を切っているのは5,000万円ぐらいだということです。先ほどの議論を聞いていてもそうですけれ

ども、もつともつと災害という見立てをすれば、財政調整基金であろうが、使える基金というものを使って、早急の手当てをしなければならぬところにはしなければならぬのかという感じを持ったもので、実際どのくらい自主財源と申しますか、使われているのかと思って聞いているわけでありまして。5,000万円はあまりにも少ないというふうには私思うのですが、そういう点は基金の使い方というのは、まだそこまでの域に達していないという考え方なのかひとつお聞きしておきます。

もう一点は、先ほどの質問の内容が、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議で申合せ済みだということを議長は言いますが、そうではなくて、それは正式に議会にかけられたわけでありまして、いや、PCR検査はこれから順次やっていこうと思っているとか、いや、ワクチンで大丈夫なのだよとか、そういう言葉をここに私は残すべきだと思って、議論の中の主たるものをこうして質問したわけでありまして。答えられなければ答えませんでいいし、そういうのも実は気にかけているのだけれども、いかんせん、まだこっちを先にやらなければならないと思っているとか、そういうのがあってしかるべきだと私は思って質問をしているわけでありまして。答弁があったらひとつ聞いておきます。

○議長 財源をお願いします。

総務部長。

○総務部長 財源のほうであります。結果としてこうなったというふうに我々も思っております。最初は本当にふるさと応援基金繰入金ですね、これを我々も去年の今頃だったかと思いますが、本当に何をすべきなのか、これから市として何ができるのかといったときの、我々が撃てる弾ですね、財源としてふるさと応援基金というのを非常に当てにしたのです。強みだったのです。我々にはこれがあるのだということで、一生懸命組みました。

組んでいった中で、次々次々と国が財源を出してきてくれたわけです。今回も最終的には4億円という金がつきました。それだって最終的に幾らになるというのは、分からなかったわけです。分かった段階で、では今まで我々が組み立ててきたものも全部そこに入れられるではないか、申請できるではないかということで、最大限、我々の自主財源は引き揚げました。引き揚げた上で、またここに財源があるのだということが、次の年度においてまたこれが打って出られるわけです。そういう体制を我々は構築をしたいし、確認をしていきたい。

これは我々にとっては非常に重要なことです。重要な財源であります。使えばいいということでは決してないと思います。何をやってどれだけの効果を得るのかということを考えて、我々もこれから執行していきたいというふうに思っております。あとは答えないほうがいいですかね。

以上です。

○議長 市長。

○市長 岡村さんの質問に今、総務部長が大体答えてくれました。時間軸的にはそうです。今、岡村さんの話を聞いていると、我々は出し渋って出さなくて、国に全部やってもらって、というふうには聞こえるではないですか。これは一般市民の皆さんが聞いていたら

本当にそう思いますよ。私は前から繰り返し言っていますけれども、では、国が次の例えば補正とか、新しくこれに対応してくれるかどうかは全く分かりませんよ。その中で、私どもは先ほど中沢議員のことについて話をしたように、第7弾、第8弾、復興期にもやらなければいけないかもしれない。そこまで気持ちとしては覚悟して、今取り組もうと思っていますということを公言しているのですよ、市長も。そういうときのために、今全部やってしまっていていいのでしょうか。

そして、あくまで寄附金なのです。それぞれにいろいろな思いがあって、コースを選んできてくれている寄附金です。これも非常に有効な財源として、やはりそこも温存しながら次に向かっていくということも必要だと思っている。その中で、国がこれほど、国は本当にやっていると思うのです。今年の今頃から考えてください。その前は暖冬少雪でも使っていたのです、自主財源で。そういうことも全部流れがあるということも、やはり少し分かっていただけで、よろしくお願ひしたいと私は思います。我々はここで終わらないと思っていますから。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こんなことを言うと笑われますという、それはちょっと考え方の相違であって、来ないと思って使っていたのではなくて、結果的には今現在、来ている中での仕事をやっているわけですから、先ほども申しましたけれども、この際、もう少し膨らませてできないかとか、そういった検討を自主財源を使ってできるのではないかと。そうして、だんだん、だんだん詰まってきたとしたならば、でもあのとき手を打っていてよかったから、では次の第7弾が来たら第7弾はもう少し違うところに充てられるなど、こういう話になると思うのです。

私は5,000万円しか自主財源を使っていないから、何もしていないのではないかと、そんな話はしていないのです。的確な部分は本当にやっていただいたのも、私はずっと今まで評価をしてきたつもりでいます。それを実際は交付金内でやっていることだったと。さらに、横出し、上乘せができるのかという、1年やってみればこれからどういうふうに進むかという辺りが、そこが考え方の重要な所だと、要だと私は思うのです。ですから、私が最初から言っているように、PCR、PCRと言ったけれども、ではその部分にどう踏み込むのか。いや、ワクチンで十分なのだから、その見解をお聞きしたいという話をしているのですから。私は、PCR検査は今、国の動きもやはり高齢者施設から始まって、そういうところはきちんとして……

○議 長 簡潔に願えますか。簡潔に。

○岡村雅夫君 安全だという形を取っていかなければならないのではないかというのが、今の動きだと私は思っていますので、我が南魚沼市はどのような方向を模索しようとしているのかという辺りを聞きたかったわけでありませう。

以上です。

○議 長 外山副市長。

**○外山副市長** まず、入浴券のワクチンを打った人と、打たない人の関係ですけれども、ワクチンを打って免疫がある程度できますと、打った者同士、風呂に入っても感染のリスクが非常に少ないということなので、これをワクチンを打たない人に対してもみんな配ると、その人たちが温泉に行っても、要するにリスクが高まるわけです。

そういったことなので、結局ワクチンで免疫を高めると同時に、温泉によって健康増進作用も高めて、さらに免疫を高めるという行為なので、そういったことで商品券をAの人にやる、Bの人にやるという差ではなくて、打った人をさらに打った人同士で、またポジティブに健康増進もしてもらおうという、こういうものの考え方です。ですから、ちょっとご理解いただきたい。

もう一つはPCRの関係ですけれども、国あるいは東京都などでは、高齢者施設に網羅的にPCR検査をしておりますけれども、南魚沼市と様相は大分違っております。現在の戦略では、様々なご質問にお答えしておりますけれども、ご心配のところの業者であるとか、施設に入所される方々に対して様々な自主検査の体制を整えておりますので、現在のところはこの戦略でいいのではないかと。仮にクラスターが発生した場合には、県のほうの大型の検査センターとの連携もございまして、それはそのときだというふうに考えます。現在のところはこれで行くのだと。優先順位としてはそこまで行く必要はないのではないかとというふうに考えております。

**○議 長** 1番・大平剛君。

**○大平 剛君** 何だか場が荒れて大分勇気がいるのですけれども、勇気を振り絞って聞いてみたいと思います。すみません、また債務負担行為のことで聞かせてもらいたいのですが、南魚沼市プレミアム付商品券発行事業なのですけれども、こちら今までみたいに補助事業でやるのか、それとも今度は委託でやるのか、ちょっとその点をひとつ聞かせていただきたいと思います。

そして、ある意味、ちょっと議長にもお聞きしたいのです。先ほど市長もおっしゃっていましたが、やはりこの場で議会に出るということは、議案で出るということは、まだ決まっていないものが出るということになっていると思うのです。その中で、議長、2番議員も言ったのですが、専決でやらせてもらうという発言がありました。私は専決処分をやって悪いというわけではないのですけれども、その言葉をこういう公開の議場の場で言われると、非常に私としても賛成しづらいのです。そのところを分かっていたいただきたいと思います。

以上、2点です。

**○議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** 補助事業でやるのか、委託でやるのかということになります。過去に委託でプレミアム商品券をやったことがあります。やはり委託に出すということになりますと、入札行為が発生しますので、スキームをつくる場所までは一緒であっても、そこからの日にちが非常にかかります。プロポーザルでやるということになれば、やはり入札公告を出してから2週間ないし3週間、そこからまた審査結果を出すということになりますと、とても

経済対策でやる事業としては、ちょっと入札に付すのは合理的ではない部分がございます。それで、これも今後決定することでありませうけれども、今考えているのは補助事業として私たちは出したいというふうな形で考えております。

以上です。

○議 長 質疑があったら、大平剛君どうぞ。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 今のところは補助事業で考えていらっしゃるということですが、あえてちょっと申し上げれば、本来、補助事業だったら補助を受ける事業主体があって、そこから手を挙げてもらってやるという形式になると思うのです。例えば、先ほどナンバー 3 番で言っていた、入浴券活用型観光補助事業のように。事情はわかりますのでそこまで厳しく言うつもりはないのですけれども、本来だったら、本来の流れをきちんと守った上で、できればやっていただきたいと思います。

先ほどの 2 番の質問とかぶりますけれども、いいことだし賛成したいのですけれども、そういう流れとか筋目をきちんとしていただかなければ、我々もなかなか手も挙げて賛成をできないという事情もございますので、そういうところをちょっと配慮願えればと思います。

2 番目のことについては、できれば私としては取り下げていただきたいと思いますが、それができないというのだったら、ちょっと何らかの考えをいただきたいと思います。発言をできればお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 大変申し訳ございませんでした。答弁を漏らしてしまいました。我々も今ここでお示しをしたスキームというのは、最大限、今考えられる、石橋をちょっとたたいているところもございませうし、余裕を見ているところもございませう。ただ、実際の実施段階になりますとかなり厳しい話になってくるかと思ひませうし、精査した中で間違いのない執行を考えていきたいというふうに思ひませう。

補助にするか、委託にするかにつきましても、どういう方式が一番ふさわしいのか、あるいはやりやすいのか、人々にとって負担がない形を一番選びたいというふうに考えておりますので、これからまた精査をさせていただきたいと思ひませう。

専決処分ということを多発し、言ひませう。これも我々につきましても、いよいよとなつたらという話を、ご理解いただきたいわけでありませう。最大限努力をさせていただきたい。させていただいた中で、これは、というときにはどうかご理解をいただきたいと、こういう趣旨でございませうので、何とぞご理解をいただければと思ひませう。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今の部長の言葉で、判断をどうしようかというのをちょっと悩んだところがあるのです。私も専決処分ありきの中で今話が進んでいたので、それはどうかなという思ひが非常にありませうので、反対しなければならぬかという思ひもあつたのです。ちょっ

と確認したいのですけれども、債務負担行為、これは予算の内容の一部として議決を得ると。そして歳出予算については、別に歳入歳出予算を組んで議会議決をする、というところまでは多分いいと思うのです。それを専決にするか、臨時会にするかというところですが、問題は専決ありきだと私は問題があるということ。

そして、専決にせざるを得ないという理由が、何か専決報告を早くしなければ、3月末で締めれば間に合わないというようなこともあって、そういうところもあるらしいのですけれども、先ほどの2番議員の質疑のやり取りの中で、県議会のほうもそういう事例もあると。そこら辺は何とかクリアしているのだというところも研究していただいて、本来であれば私が言いましたように債務負担行為は債務負担行為、それは議決を得る。そして、実際の歳出予算につきましては、別に議会の中で決める。これがやはり筋なのです。それが地方議会制度の在り方なのです。

そこをはなからしない、専決処分ということになると、1番議員が言ったみたいに私らも、それはおかしいだろうということをしなければならない。ただ、今、部長の答弁の中では、そうではなくて、いろいろな努力をしてみる。最終的に手段がなければ、そういうふうな専決処分という方法も取らざるを得ないというように私は聞き取ったのですけれども、それでよろしいのかどうか。

最大限、私たちも市民の代表ですし、議論の中で話は決めていかなければならないわけですので、最大限、議決権のある議会の中でその話を決める努力をして、よくよくなかったら専決処分という、そういう考え方の話が今あったと思うのですけれども、そのところを再度きちんとこの場で確認をしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 申し上げたとおりの言葉であります。我々も逃げるつもりはありませんし、県議会がどういうふうな扱いをしているかは、我々も研究をしたいと思います。全く3月の最終専決を次の議会で、臨時会で報告しなくていいです、という扱いが、果たして取り得るのかどうなのか。南魚沼市議会としてそれが可能ですよという結論を出せるのかどうなのか。我々はそれは無理であろうという前提で、話を申し上げてきたはずであります。そういったところも含めまして、どうしてもという話を、我々も最終的に詰めていきたい。最後まで頑張るということを申し上げたのは、そういう意味合いも含めてでありますので、どうかご理解いただきたい。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 39 号議案 令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 15 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 39 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 40 号議案 南魚沼市教職員住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 40 号議案 南魚沼市教職員住宅条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

このたび、教職員住宅のうち、老朽化により大和中学校教職員住宅 4 戸のうち 2 戸、及び三用教職員住宅 2 戸の全てを解体撤去し、これにより教職員住宅は 6 か所 29 戸となりましたので、南魚沼市教職員住宅条例の一部を改正したいものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、議案の 3 ページをご覧ください。別表第 1 は、条例第 1 条により、設置する教職員住宅の名称、所在地、戸数を定めるもので、現行の表中の三用教職員住宅の項を削り、大和中学校教職員住宅の項の戸数の欄を 4 から 2 に改めるものでございます。また、別表第 2 は、条例第 5 条により、教職員住宅の家賃について定めるもので、現行の表中の三用教職員住宅の項を削るものでございます。

1 ページに戻っていただき、一番下の附則でございますが、改正条例の施行日を公布の日からとしたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ちょっと私は分からないのですが、何か忘れていたという説明があったのですが、それはどうなのですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 私はそのようなことは、申し上げていないと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議会運営委員会で私が言ったかもしれませんが、教育部長がそう言っていないのであれば、訂正させていただきます。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 では、これはこの議会に出てくるのが適正な条例だったということですか。条例のあれということですか。それを聞いてみたいです。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ここにつきましては、取り壊し工事につきまして 10 月 9 日からで、12 月 7 日に工事が終了し、お金の支払いのほうは 12 月 24 日ということでございまして、この議会

にお諮りするのが適切かと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 40 号議案 南魚沼市教職員住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 40 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 2 時 45 分といたします。

〔午後 2 時 30 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 45 分〕

○議 長 日程第 11、発議第 1 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本案について、提出者の説明を求めます。

提出者、清塚武敏君。

○清塚武敏君 傍聴の皆さん、ご苦労さまです。発議第 1 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

改正内容は 2 点あります。1 点目は、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するにあたっての制約、要因の解消に資するため、欠席事由を具体的に明文化するとともに、本会議や委員会に出席できない事由を一括して事故と総称していたものを、一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由を明文化し、事故をその他のやむを得ない理由に改めるものです。

2 点目は、デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、請願者に対し提出時に求めている署名、押印について、署名または記名押印に改める改正を行うものです。

それでは、5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条は、本会議の欠席の届出の規定ですが、第 2 条第 1 項は欠席事由を公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由に改め、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない、という但し書きを追加するものです。

第 2 条第 2 項は、欠席事由が出産の場合の規定を追加するもので、出産に伴う欠席期間の



範囲を明文化しております。

第 91 条は、委員会の欠席の届出の規定で、改正内容は今ほど説明した第 2 条と同様です。

6 ページをご覧ください。第 139 条第 1 項は、請願者に対して提出時に求めている署名、押印について署名または記名押印に改正するもの。第 139 条第 2 項は、請願者が法人の場合について規定を整備するものです。

3 ページに戻っていただき、本改正の附則です。施行期日を交付の日からとしたいものです。なお、本発議は議会運営委員会において、全会一致で発議することとしたものでご報告申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 1 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症を市民とともに乗り越える共生社会実現のための決議についてを議題といたします。本案について、提出者の説明を求めます。

提出者、清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症を市民とともに乗り越える共生社会実現のための決議について、提案理由を申し上げます。南魚沼市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、新型コロナウイルス感染症を市民とともに乗り越える共生社会実現のための決議をするものであります。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延する中、現在のところ感染経路、治療法、感染してからの経過など、明確には解明されていない部分が多々ある新型コロナウイルス感染症に対して、日本社会も甚大な被害を被っています。

報道によれば、全国的に感染者やその家族、医療従事者やその関係者に対する、いわれなき偏見や差別が起こっている。

南魚沼市民憲章にある「わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします」を標榜する南魚沼市民として、未知のウイルスによる分断と混乱を断固として打ち破り、何があっても負けない決意をもって、いわれなき偏見や差別が起こらない社会をつくり上げていくことを目指すものです。南魚沼市議会は以下を決議いたします。

1、新型コロナウイルス感染症をはじめとする、ウイルス等感染者とその家族及び接触者にいわれなき偏見や差別により、それらの方が住みづらくなるような言動は厳に慎むこととする。

2、医療関係者をはじめ、同感染者と関係する仕事に従事される方々に敬意を払い、感染拡大防止に奮闘する全ての事業者の皆さんに対する感謝の気持ちを忘れないこととする。

3、同感染者と関係者が勤務または利用した施設や事業所に対し、偏見を誘発・助長するような差別的な取扱いや言動は厳に慎むこととする。

4、市行政関係者は個人情報に十分に配慮しつつ、前述の1、2、3が確実に実行されるよう広報・啓発に努めるものとする。

なお、本発議は議会運営委員会において全会一致で発議することといたしましたので、ご報告申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 新型コロナウイルス感染症を市民とともに乗り越える共生社会実現のための決議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和3年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

〔午後2時57分〕